

次回期日令和3年3月10日午後1時30分

令和2年(ワ)第4920号 損害賠償請求事件

原告 (閲覧制限) ほか13名

被告 国

令和3年1月5日

東京地方裁判所民事50部合は係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 作花 知志

原告ら訴訟代理人 弁護士 大村 珠代

準備書面(2)

原告らは、以下のとおり主張する。

第1 法務省のHPの「親権者」の頁の記載について

- 1 法務省のHPの「親権者」の頁のQ3の箇所には、以下の記載がされている(甲A60。以下では「法務省のHPの記載」という。)

「なお、親権は子どもの利益のために行使することとされていますので、親権者であっても、他方の親と子どもとを会わせたくないという理由だけで子どもを連れて転居するといったことをしてはいけません。ただし、相手から身体的・精神的暴力等の被害を受けるおそれがあるなど、子どもの最善の利益に反する場合には、このことは当てはまりません。」

- 2 この法務省のHPの記載(甲A60)は、国の立場として、「親権は子どもの利益のために行使することとされているのであるから、親権者であっても、

他方の親と子どもとを会わせたくないという理由だけで子どもを連れて転居するといったことをしてはいけない。」との内容が明示されたものである。

- 3 また甲A41号証においては、民法819条2項の離婚後単独親権制度を前提として、子の親権者となることを希望する親が、監護実績を作るために子との同居を確保し、別居親に会わせない、実力行使で子連れ去るといった事態が生じることがあることが指摘されている。本件訴訟で原告らが主張しているように、子の連れ去り（留置）がされた場合、子の同居親は、別居親と子との自由な面会交流を認めず、制限された面会交流しか認めないことが通常である。

その「子の連れ去り（留置）」の実態を踏まえると、法務省のHPの記載（甲A60）の記載は、本件訴訟で原告らが主張している「子の連れ去り（留置）」そのものを「してはいけない」事であるとの国の立場が明示されたものであることは明白である。

- 4 すると、その法務省のHPの記載（甲A60）では国の立場として子の連れ去り（留置）を「してはいけない」としているにも拘わらず、それに対応した①刑事法、②民事法、③手続法が、未だに何も存在していない。それは、国会（国会議員）が法律を制定すべきことが明白であるにも拘わらず、その立法義務を怠っていることを意味している。

- 5 以上により、国会（国会議員）に立法不作為責任が認められることは明白である。

以上